

「チームふくしまプライド。」活動支援事業実施要領

「チームふくしまプライド。」活動支援事業については、福島県農産振興事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）、福島県農産振興事業事務取扱要領、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号）に定めるもののほか、この要領に定めるところにより適正な実施を図るものとする。

第1 事業の目的

風評を要因とした県産農林水産物の課題解決に向けて、生産者と県内外の消費者等とのネットワークづくりを支援するため、県産農林水産物を積極的に食べて応援したい人のための福島フードファンクラブ「チームふくしまプライド。」の運営、県産農林水産物等を使用した高付加価値商品の販路開拓支援、飲食店や小売、インフルエンサー等と連携した県産農林水産物等の情報発信等を行う団体等に対して補助する。

第2 事業の内容

本事業は、福島県全域を対象とした次の1から5のうち、1の取組を行い、且つ2～5のうち2つ以上の取組を行う団体等を補助するものとする。

- 1 福島フードファンクラブ「チームふくしまプライド。」の運営
- 2 県産農林水産物等の販路開拓支援
- 3 飲食店や小売、インフルエンサー等と連携した県産農林水産物等の情報発信
- 4 販売力・商品ブランド力を向上させるための研修会の開催及び生産者同士の情報交換を行うためのネットワーク構築
- 5 高付加価値商品の開発支援

第3 補助

福島県知事（以下「知事」という。）は、予算の範囲内において、交付要綱の定めるところにより、事業実施主体に対し補助するものとする。

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は単年度とする。

第5 事業実施主体

本事業の実施主体は、次に掲げるとおりとする。

農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、特定非営利活動法人、事業協同組合、企業組合、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、その他知事が特別に認める団体等。ただし、農林漁業者の組織する団体にあつては、農林漁業者2人以上が主たる構成員であること（代表者の定め並びに組織及び運営についての規約等の定めがあり、事業実施及び会計手続きを適正に行うことができるものに限る）、また、商工業者の組織する団体にあつては、商工業者（中小企業者）2人以上が主たる構成員であること（代表者の定め並びに組織及び運営についての規約等の定めがあり、事業実施及び会計手続きを適正

に行うことができるものに限る）。

第6 補助対象経費

本事業において補助対象となる経費は、別表に掲げる経費のうち、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類等によって金額等が確認できるものに限る。

第7 補助率

補助率は定額とする。

第8 事業実施の手続き

1 事業実施計画の承認等

- (1) 事業実施主体は、実施計画承認申請書（別記様式1）及び事業実施計画書（別記様式2）を作成し、知事に提出する。
- (2) 知事は、事業実施計画の審査を行い、適当と認められるときは、事業実施主体に対して事業実施計画の承認を行うとともに、承認結果を通知する。
- (3) 知事の承認を受けた事業実施主体は、交付要綱第3条または第6条に定める申請をすることができる。

2 事業実施計画の変更

事業実施主体は、交付要綱第6条に定める変更該当する場合を除き、補助金が減額となる変更をする場合、又は事業実施計画書（別記様式2）の個別計画書を追加若しくは削除する場合は、事業実施計画変更届（別記様式3）を知事へ提出する。

第9 補助の取り消し

知事は、事業実施主体が次の各号に該当するときは、この補助の全部又は一部を取り消すことができる。

- 1 事業実施主体が所定の期日に業務を遂行しないとき。
- 2 事業実施主体が明らかに業務を遂行することができないと認められるとき。
- 3 事業実施主体が解除を申し出たとき。
- 4 事業実施主体又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。
- 5 事業実施主体が次のいずれかに該当するとき。
 - (1) 役員等（民間団体の役員又は支所の代表者をいう）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下、「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与

するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

第10 事業実施報告

- 1 事業実施主体は、事業実施報告書（別記様式2）を、交付要綱第10条に定める実績報告に併せて知事に報告する。
- 2 事業実施主体は、本事業により収益が発生する場合、収益状況報告書（別記様式5）を作成し、知事に報告する。

第11 成果確認検査

知事は、事業の検査確認に当たっては、農林水産部所管の補助事業等に係る検査事務取扱要領に準じて行うものとする。

第12 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表
補助対象経費

事業に要する費用は、次の費目ごとに整理することとする。

費目	細目	内容	注意点
備品費		事業を実施するために直接必要な備品購入の経費	・リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。 ・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積り（該当する設備備品を1社しか扱っていない場合を除き、原則3社以上）を徴収すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
事業費	会場借料費	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	催事出展費	事業を実施するために直接必要な催事への出展費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代、通信料の経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	機材借料費	事業を実施するために直接必要な事務機器等の借上げ経費	
	車両借料費	事業を実施するために直接必要な車両等の借上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	サンプル	事業を実施するために直	

	購入費	接必要な商品サンプル等の経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額（3万円未満）な物品の経費 ・CD-ROM等の少額（3万円未満）な記録媒体	・消耗品費は物品受払簿で管理すること。
	情報発信費	事業を実施するために直接必要な新聞広告費等の情報発信に要する経費	
旅費	事業実施主体旅費	事業を実施するために直接必要な事業実施主体が行う資料収集、各種調査、打合せ、会議等の実施に必要な経費	
	講師等旅費	事業を実施するために直接必要な講師やバイヤーに旅費として支払う経費	
	生産者旅費	事業を実施するために直接必要な県産農林水産物等の生産者の販路開拓のための商談会等への参加に必要な旅費	
謝金		事業を実施するために直接必要な講師に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
人件費		事業実施主体が当該事業に直接従事する者に対して支払う実働に応じた対価（給与その他手当）	・人件費の単価の設定根拠となる資料を添付すること。
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分を他の者に委託	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要

		するために必要な経費	かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な領収書に貼付する印紙の経費	

別記様式 1

記 号 番 号
令和 年 月 日

福 島 県 知 事 様

住 所 又 は 所 在 地
代 表 者 名

(責任者 役職・氏名・電話番号)

(担当者 役職・氏名・電話番号)

「チームふくしまプライド。」活動支援事業実施計画承認申請書

「チームふくしまプライド。」活動支援事業実施要領第 8 の規定により承認を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業実施計画書
別紙（別記様式 2）のとおり
- 2 暴力団排除に関する誓約書
別紙（別記様式 4）のとおり

別記様式 2

事業実施計画書
(事業実施報告書)

第 1 総括表

1 事業名及び事業費

事業名	事業費計画額 (事業費精算額)	備考
1 福島フードファンクラブ「チームふくしまプライド。」の運営 2 県産農林水産物等の販路開拓支援 3 県産農林水産物等の情報発信 4 販売力・商品ブランド力を向上させるための研修会の開催及び生産者同士の情報交換を行うためのネットワーク構築 5 高付加価値商品の開発支援	円	
合計		

2 事業費計画額（事業費精算額）の内訳

事業名				備考
	事業費	補助金	自己負担額	
1 福島フードファンクラブ「チームふくしまプライド。」の運営 2 県産農林水産物等の販路開拓支援 3 県産農林水産物等の情報発信 4 販売力・商品ブランド力を向上させるための研修会の開催及び生産者同士の情報交換を行うためのネットワーク構築 5 高付加価値商品の開発支援	円	円	円	

第2 事業の目的

--

第3 事業計画（実績）

事業区分	内容及び目標
1 福島フードファンクラブ「チームふくしまプライド。」の運営	登録会員数（消費者）： 人（前年比＋ 人） 生産者等及び会員の交流内容： 生産者等及び会員の交流回数： 回
2 県産農林水産物等の販路開拓支援	マッチング回数： 回 参加生産者等数（延べ）： 人 参加バイヤー数（延べ）： 人（法人） 商談成立件数（延べ）： 件
3 県産農林水産物等の情報発信	情報発信回数： 回 情報発信内容： 効果測定（ ）：
4 販売力・商品ブランド力を向上させるための研修会の開催及び生産者同士の情報交換を行うためのネットワーク構築	研修会回数： 回 参加者数（延べ）： 人 研修内容： 構築したネットワークの内容：
5 高付加価値商品の開発支援	商品数： 個 （商品名①： ） （商品名②： ）

※ 「3 県産農林水産物等の情報発信」における効果測定については、（ ）内に考えられる成果指標を記入すること。【記入例】効果測定（リーチ数）：〇〇人

(個別計画書 (実績書))

No.

事業区分	
活動名	
期間	令和 年 月 日() ～ 令和 年 月 日()
活動内容	<本活動の目的、具体的内容等を記載する。消費者への直接販売及び生産者等と消費者の交流支援については、その組織体制及び運営方法等を記載する。>
活動費	〇〇費： 円 〇〇費： 円 〇〇費： 円 合計 円 (補助金 円、自己負担額 円)

※活動名ごとに本葉を記載すること。

別記様式 3

記 号 番 号
令和 年 月 日

福 島 県 知 事 様

住 所 又 は 所 在 地
団 体 名
代 表 者 名

(責任者 役職・氏名・電話番号)

(担当者 役職・氏名・電話番号)

「チームふくしまプライド。」活動支援事業実施計画変更届

「チームふくしまプライド。」活動支援事業実施要領第8の2の規定により事業実施計画を変更したいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 変更理由

2 事業実施計画書

別紙（別記様式2）のとおり

(注) 変更の内容が容易に比較できるよう、変更前を（ ）書きとし二段書きとする。
また、必要に応じ関係書類を添付する。

別記様式 4

暴力団排除に関する誓約書

福島県知事 内堀雅雄 様

私は、次の①の各号のいずれかに該当し、もしくは②の各号のいずれかに該当する行為をし、または①に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、貴県との輸出回復緊急対策事業補助金の交付が拒絶されても異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合でも、一切私の責任といたします。

①貴県との取引に際し、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします（１～５にあつては、暴力団員等でなくなった日から５年を経過しない者）。

１．暴力団 ２．暴力団員 ３．暴力団準構成員 ４．暴力団関係企業

５．総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

６．次のいずれかに該当する関係にある者

イ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること

ロ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること

ハ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること

ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

ホ その他前各号に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

②自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。

１．暴力的な要求行為 ２．法的な責任を超えた不当な要求

３．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

４．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴県の信用を棄損し、または貴県の業務を妨害する行為

５．その他前各号に準ずる行為

③上記②１～５の行為があつた場合は法的処置（民事、刑事）を講じられても構いません。

記入日 年 月 日

住所（または所在地）

社名及び代表者名又は
個人事業主の氏名

記 号 番 号
令和 年 月 日

福 島 県 知 事 様

住 所 又 は 所 在 地
団 体 名
代 表 者 名

(責任者 役職・氏名・電話番号)

(担当者 役職・氏名・電話番号)

「チームふくしまプライド。」活動支援事業収益状況報告書

「チームふくしまプライド。」活動支援事業実施要領第 10 の 2 の規定に基づき、
下記のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額及びその通知の日

金 円 令和 年 月 日 第 号

2 収益状況及び収益納付額

(1) 本事業を実施することにより発生した収益の累計額 円

(2) 補助事業の自己負担額 円

(3) 前年度までの納付額 円

(4) 今年度の収益納付額 ((1) - (2) - (3)) 円

(注) 収益計算書を添付すること。